

令和元年 6 月議会

生活環境委員会 議案説明資料

議案第 8 号

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例案 1 頁

令和元年 6 月 21 日

環 境 局

議案第 8 号

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正の理由

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、ごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料の額を改める必要があるもの。

2 改正の内容（条例第 27 条関係 別表第 1）

一般廃棄物のうち、定期収集する事業系ごみ及び臨時収集するごみ（以下「事業系ごみ等」という。）の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）が実施しており、その収集運搬料金は、許可業者と排出者との契約で定められているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 12 項の規定により、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年福岡市条例第 26 号）に定められた事業系ごみ等の収集運搬に係る処理手数料の額がその上限となっている。

事業系ごみ等の収集運搬に係る処理手数料には、内税として消費税相当額が算入されていることから、消費税率の改定に伴い、処理手数料の額を改定するもの。

(1) 事業系ごみの収集運搬に係る処理手数料

50 リットルまでごとに 現行 147 円 ⇒ 改正案 150 円 改定率 2 %

(2) 臨時収集ごみの収集運搬に係る処理手数料

1 立方メートルまでごとに 現行 3,996 円 ⇒ 改正案 4,070 円 改定率 2 %

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

○ 新旧対照表（条例第 27 条関係 別表第 1）

現 行			改正後（案）		
別表第 1			別表第 1		
区分		手数料の額	区分		手数料の額
ごみ	定期収集 事業系	次に掲げる額を合計した額 (1) 収集運搬に係る経費として収集量 50 リットルまでごとに <u>147 円</u> (2) 処分に係る経費として収集量 1 キログラムまでごとに 14 円	ごみ	定期収集 事業系	次に掲げる額を合計した額 (1) 収集運搬に係る経費として収集量 50 リットルまでごとに <u>150 円</u> (2) 処分に係る経費として収集量 1 キログラムまでごとに 14 円
	臨時収集	次に掲げる額を合計した額 (1) 収集運搬に係る経費として収集量 1 立方メートルまでごとに <u>3,996 円</u> (2) 処分に係る経費として収集量 1 キログラムまでごとに 14 円		臨時収集	次に掲げる額を合計した額 (1) 収集運搬に係る経費として収集量 1 立方メートルまでごとに <u>4,070 円</u> (2) 処分に係る経費として収集量 1 キログラムまでごとに 14 円

※改正箇所のみ抜粋